

令和8年度世界自然遺産ブランディング事業企画提案 仕様書

1 業務名

令和8年度世界自然遺産ブランディング事業委託業務

2 業務期間

業務期間は、契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

3 目的

世界自然遺産地域の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、遺産登録以前から適切な観光管理を実現させる必要があったことから、沖縄島北部では、関係行政機関や地域関係団体により構成される沖縄島北部部会において、令和2年2月に「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」を策定し、各主体が持続的観光の推進に向け取組むこととなった。

本業務は、同マスタープランの基本方針に基づき、世界自然遺産登録地における過剰利用の抑制や環境と調和した地域活性化等を図るため、コアエリアを取り囲むように設定された周辺管理地域への利用誘導や世界自然遺産ブランドを構築するための取組等を推進する。

4 業務の対象地域

沖縄島北部地域（国頭村、大宜味村、東村）（以下、「3村」）

5 業務内容

(1) 周辺地域への計画的誘導に係る取組

「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」の「周辺管理地域を中心とした観光と3村周遊への計画的誘導」に基づき、地元の観光協会や関係機関と十分に連携し、以下の取組を実施する。

① 3村での周辺誘導を図る取組

3村の既存の観光施設や観光コンテンツ等など遺産周辺管理地域への計画的誘導を図るため、地元の観光協会等と連携し、トレイルウォークイベントを実施する。

【企画提案部分】トレイルウォークイベントの内容、広報手段等。

*トレイルウォークイベントは、3村にて同日開催とし、コースについては別紙1に記載されたコースを使用する。

② 観光協会等と連携した観光コンテンツの造成

やんばるの自然や地域の魅力を伝えることができる新たな観光コンテンツを1つ以上造成する。

*大宜味村観光協会については、令和6年度から実施している映像コンテンツの造成を継続して実施する。（別紙2参照）

(2) 世界自然遺産ブランド構築に向けた取組

「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」の方針2「世界自然遺産登録が地域経済の持続的発展・地域社会の課題解決へ寄与する仕組みづくり」に基づき、世界自然遺産ブランド構築に向けた各種取組を実施する。

【企画提案部分】世界自然遺産地域である国頭村、大宜見村、東村を包含した統一的ブランドの構築を行うための諸取組や工程。

(3) テストプロモーションの実施

(2)のブランド構築に向けた取組の一環としてのテストプロモーションの実施

【企画提案部分】 (2)の内容と連動したテストプロモーション手法及び内容

6 留意事項

(1)業務内容等に関する打ち合わせ

業務の実施にあたっては、専任の担当者を配置し、業務内容や進捗状況等に関する打ち合わせを随時実施する。また、国、3村の関係行政や団体へ適宜情報共有を行い、必要に応じて連携しながら効率的・効果的に業務を進めること。

7 経費

積算は、次の内容とする。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費等）

(3) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費等）×10/100以内とする。）

（一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。）

(4) 消費税

※再委託費等は、総務部財政課が作成する見積基準表に基づき、当該事業に直接必要な経費のうち、事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

※各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように明記すること。

※事業終了時には証拠等进行检查し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

※精算時における一般管理費率は、契約締結時（変更契約があった場合は変更契約締結時）の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。

8 再委託等の禁止

(1) 本業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。また、業務の主たる部分（主たる部分とは、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務をいう。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない

(2) 受託者は、本契約の公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(3) 受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、原則として再委託を開始しようとする日の10日前までに再委託承認申請書（様式1）を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

① 複写、印刷、製本

② 原稿、データの入力及び集計

- ③ 事業の実施に必要な資機材等の手配や設置、専門職の手配等
- (4) 受託者は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者が第1項から第4項までの規定に違反したときは、県は本契約を解除することができる。これにより受託者若しくは受託者が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、県は賠償責任を負わないものとする。

9 成果物

成果物として、以下のものを納品する。

- (1) A4版報告書（簡易製本）2部
- (2) 報告書の電子データ（PDF、テキストファイル、ワード、エクセル、画像ファイル等）を収納した電子媒体（CDまたはDVD-R）一式
- (3) その他事業で制作したもの一式

10 知的財産権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能とする。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、専任の担当者を配置し、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行うとともに、その指示に従って業務を進めるものとする。
- (3) 本業務における備品の取得は、原則、認めないものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (5) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県および受託者で協議のうえ決定する。
- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。

12 留意事項

- (1) 委託業務の経理
 - ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
 - イ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
 - ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については委託料を減額する場合がある。実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- (4) 当該委託業務は、沖縄振興特別推進交付金に基づくものであり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び、その他の関連する諸法令を遵守すること。
- (5) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。

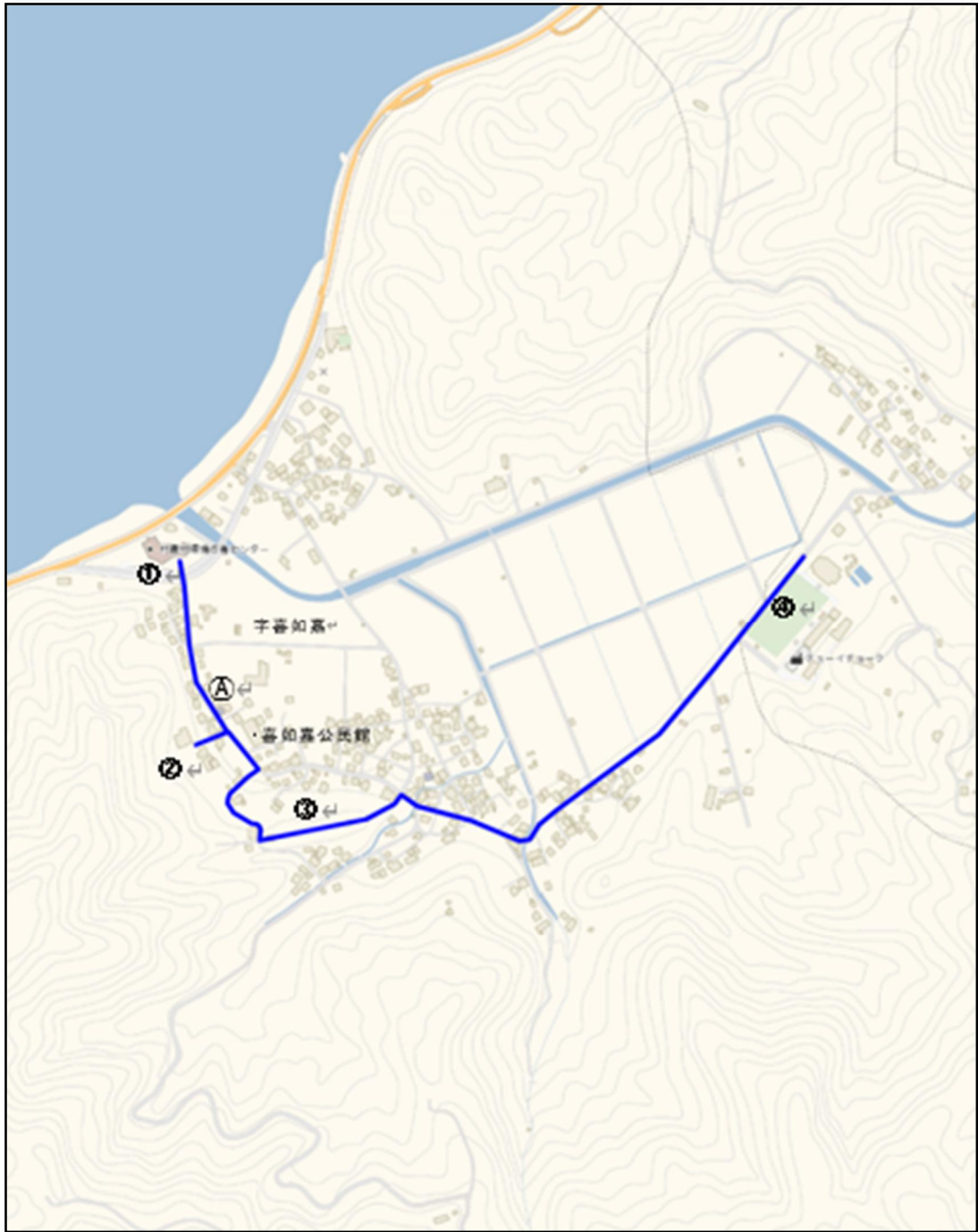


図2 大宜味村におけるコース（青線部分）



図3 東村におけるコース（青線部分）

大宜味村観光協会と連携した観光コンテンツの造成について

大宜味村における雨天時対応コンテンツ強化に向けた新たな映像コンテンツの検討造成を実施

○ 過年度における取組状況

令和6年度：再委託金額 50 万円程度

- ・映像コンテンツの企画構成（シナリオ・台本など）の制作
- ・映像コンテンツの規格検討の実施
- ・映像コンテンツの公開までの工程表検討
- ・企画検討会議の実施（2回）

令和7年度：再委託金額 120 万円程度

- ・映像コンセプト及び絵コンテ案を基に動画撮影・資料収集を実施
- ・上記素材を用いた大宜味村ショート動画の素案（5分程度）を制作（素案の絵コンテは以下のとおり）

S シーン	C カット	Picture 画面	Action テーマ・内容
1			<p>テーマ:誕生/息を吐く 夜明け～早朝(冬～春のイメージ)</p> <p>夜明けの森、朝もや</p> <p>鳥が目覚めて飛ぶ、したたる水滴 山から陽が昇り、ター滝に虹がかかる</p> <p>集落に陽あたり 屋敷の中でお年寄りがお茶を点て ご先祖に手を合わせている</p>
2			<p>線香の煙がゆらゆらと ゆったりとした雲の流れに重なる</p> <p>子どもがお年寄りの真似をして 小さな手を合わせている</p> <p>大宜味のいきものたちが動きはじめる 春の雨が降り、緑が芽吹く</p>
3			<p>テーマ:成長/流れにのって動く、伸びる 夜明け～早朝(春～夏のイメージ)</p> <p>畑仕事をする人、台所の朝 学校に向かう子どもたち オクラレルカなど春～初夏の花</p> <p>川が流れ、魚が泳いでいる トンボが飛ぶ 花に蝶々が群れる、羽の動き</p>
4			<p>糸芭蕉が風に揺れている</p> <p>糸を紡ぐ繊細な指先 芭蕉布を着た女性たち 衣のゆらぎ</p> <p>ツマベニチョウヤアカヒゲ (大宜味を代表する生きもの)</p>
5			<p>鮮やかな緑に差し込む陽光</p> <p>水辺ではユウナの花が咲き 色を変えて落ち、水面に漂う (タイムラプス映像)</p> <p>夏の夜空に咲く花火</p>

S ーン	C カット	Picture 画面	Action 内容・効果
5			<p>テーマ:実りと感謝/ 午後～夕暮れ(夏～秋のイメージ)</p> <p>シークワサーが実り、色づく 祭りの衣装を身につける人たち</p> <p>塩屋湾の潮が満ちてきて シオマネキが手を降る</p>
6			<p>大宜味の祭事 ウングミ、豊年祭など</p> <p>祈りの姿(感謝) 手を振り、まねく人々の笑顔</p> <p>踊る人の足や手の動き</p>
7			<p>手を振るカジマヤーのお年寄り 風車が回る</p> <p>スローモーションの動きで 雨が降り、波が静かに引いていく 浜辺を歩く足、夕陽が落ちていく</p>
8			<p>テーマ:回帰する時/ 夕暮れ～夜(秋～冬のイメージ)</p> <p>塩屋湾を彩る幻想的なキャンドルナイト ゆっくりと進む船、ゆらぐ光</p> <p>護岸のロウソクから 仏壇、先祖への灯りにつながる</p> <p>仏壇に手をあわせる若い女性</p>
9			<p>天には満点の星と三日月 循環していく時間</p> <p>もう次の朝がそこにある 深く息を吐き、吸う音</p> <p>タイトル IN 「igimizm」～大宜味の呼吸</p>

令和8年度：

- 映像に入れ込む楽曲の制作及び映像編集を行い、動画を完成させる。